

# 10月1日は浄化槽の日！

## 浄化槽で 生まれ変わる水 生まれ変わる町

毎年10月1日は『浄化槽の日』です。

浄化槽は、美しい国土を守るため、身近な生活排水（トイレ・台所・お風呂・洗濯）を適正に処理し、河川などの水質保全に大きな役割を果たしています。

合併処理浄化槽は、適切な維持管理がなされて、初めて本来の処理能力を発揮します。

設置者には3つの義務が定められています。

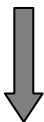


### 3つの義務とは…

「保守点検」 → 浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか、装置や機械の調整。  
・ 修理、汚泥状況の確認、消毒剤の補充などを行います。

「清掃」 → 年1回以上の実施が必要です。

「法定検査」 → 浄化槽法では、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて、浄化槽が正常に働いているかを「第三者機関である指定検査機関」が公正中立に行う検査です。



**「法定検査」は都道府県知事が指定した検査機関でなければ検査を受けられません！**

◎ 羅臼町に設置された浄化槽の検査は  
『北海道浄化槽協会 釧路検査事務所』が実施します！



★ 法定検査を受検しない場合は指導や命令等が行われ、交付された補助金の返還や命令に従わない場合は、30万円以下の過料に処される場合があります。